

平成 23 年度第 5 回浦安市介護保険運営協議会議事録

1. 開催日時 平成 24 年 3 月 29 日(木) 午後 1 時 15 分～3 時

2. 開催場所 健康センター1 階 第 1 会議室

3. 出席者

(委 員) 渡辺委員(会長)、工藤委員、小林委員、井村委員、宇田川委員、荒井委員、中沢委員、彦田委員、井上委員、佐藤委員、鈴木委員、原口委員、近藤委員

(事務局) 鶴見健康福祉部次長、木内介護保険課長、佐久間高齢者支援課長、大塚地域包括支援センター所長、植草介護保険課課長補佐、長谷川健康増進課長、関根健康増進課課長補佐、河野健康増進課成人保健係長、金子高齢者支援課高齢化対策係長、平川高齢者支援課高齢化対策係主査、池田保険料係長、岩田認定係長、山田主任主事、渡邊主事、牧野主事

4. 進 行

1. 開 会

2. 会長あいさつ

3. 議 題

(1) 高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画について

(2) 平成 24 年度予算及び主要事業について

(3) その他

5. 会議経過

各議題について事務局より説明を行った際に、表明された主な意見は次のとおり。

議題(1) 高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画について

委 員: 第5期介護保険事業計画においても介護事業者、介護者、市との連携をより強化していただきたい。

議題(2) 平成 24 年度予算及び主要事業について

委 員: 保険給付費及び地域支援事業等にある「その他諸費」と「その他経費」の違いを説明していただきたい。

事務局: 保険給付費及び地域支援事業等にある「その他諸費」は特別会計上の支出項目で、「その他経費」は一般会計より繰り入れしている支出項目という点で異なります。

委 員: 保険給付費及び地域支援事業等にある「その他諸費」にある「審査手数料」はの「その他経費」にある「介護認定審査会費」とは内容が違うのでしょうか。

事務局: 「その他諸費」にある「審査手数料」は、介護サービス対価を算定する際、国民健康保険連合会がその内容を審査していただくために支出する手数料のことで、「その他の経費」にある「介護認定審査会費」とは異なります。

委員:富士見地区の小規模特別養護老人ホームの所在予定地と、敷地面積、稼動開始時期を教えてください。

事務局:富士見地区の小規模特別養護老人ホームの予定地は、富士見3丁目2861番地です。敷地面積は886㎡で、稼動開始時期は平成25年4月1日を予定しております。

委員:主要事業に小規模特別養護老人ホームに関する内容が「高齢者福祉事業」と「介護保険事業」とで2箇所に記載がある理由を説明していただきたい。

事務局:小規模特別養護老人ホームの整備に関しましては、「高齢者福祉事業」では、市の一般財源より補助金を事業者へ支出し、施設整備補助を行い、「介護保険事業」では、県の補助金を活用し、施設整備を行うということで2箇所に記載がされております。

委員:主要事業にある救命医療情報キットの配布は現在どの程度進んでいるのですか。

事務局:600セット配布しました。

委員:主要事業の転倒骨折予防・筋力アップ等通所型事業の事業内容にある「二次予防事業対象者」には、全員に対し、介護予防事業を実施して効果の評価を行っているのですか。

事務局:「二次予防事業対象者」全員に対し、郵送で介護予防事業の参加の案内をした上で、返信のない方に対しては、担当者から個別に連絡をしています。参加者は全体の2割程度です。参加者には介護予防事業を実施して効果の評価を行っています。

6. 問い合わせ先

健康福祉部 介護保険課 保険料係 担当 池田・牧野
電話 047-351-1111 内線 1177・1178